住民主体訪問サービス事業対象者拡大について

令和４年３月９日

平成 29 年より開始した総合事業において、神戸市では有償ボランティア等により提供される、住民主体の訪問サービス（訪問型サービス B）を実施しています。令和３年度までは、事業対象者又は要支援者のみを対象にしていましたが、総合事業の対象者の弾力化（別紙参照）に伴い、利用対象者を拡大します。

１．概要

① 趣旨

高齢者の居宅での自立生活を図る生活支援サービス提供団体に経費の一部を補助する

② 対象となる団体

＊神戸市内で生活支援サービスを提供する NPO 法人もしくは任意団体

＊ボランティアによる生活援助を提供した実績が１年以上あること

＊責任者・コーディネーター・従事者を規定要件で配置すること　　　など

③ 提供サービス

＊１号サービス：掃除・洗濯・ベッドメイク・衣類の整理・一般的な調理・買物・薬の受取
（１日１件まで、月８件まで。ゴミ出しは月１件まで算定可能）

＊２号サービス：草むしり・花木の水やり・ペットの世話・家具・電気器具の移動・大掃除
植木の剪定・正月節句などの調理・話し相手・外出付添

④ 利用方法

＊マネジメントセルフ型（住民主体訪問サービスのみ利用の場合）のケアプランを作成

＊利用決定後 FAX 送付票をサービス提供団体へ送付

⑤ 令和３年度上半期提供実績（Ｒ3.4 月～9 月）

＊サービス提供団体：５団体

＊利用件数・利用者：411 件・延べ 316 名（実人数 66 名）

【参考】令和３年度上半期に要支援から要介護へ変更になった方：14 名
（うち７名がサービス提供団体の生活支援を利用中）

２．変更点

利用対象者が**拡大**されました。これまでは事業対象者・要支援者のみが利用できるサービスでしたが（継続利用の場合保険対象外）、今回の変更により**事業対象者・要支援者のときから継続して利用される方**について保険サービスの対象となります。（裏面　別紙１を参照）

３．あんしんすこやかセンター職員・ケアマネジャーのみなさまへ

現在ご利用の方が要介護に移行された際は、**継続利用希望の確認**をお願いいたします。

住民主体訪問サービス事業対象者拡大について

令和４年３月９日

【別紙１】

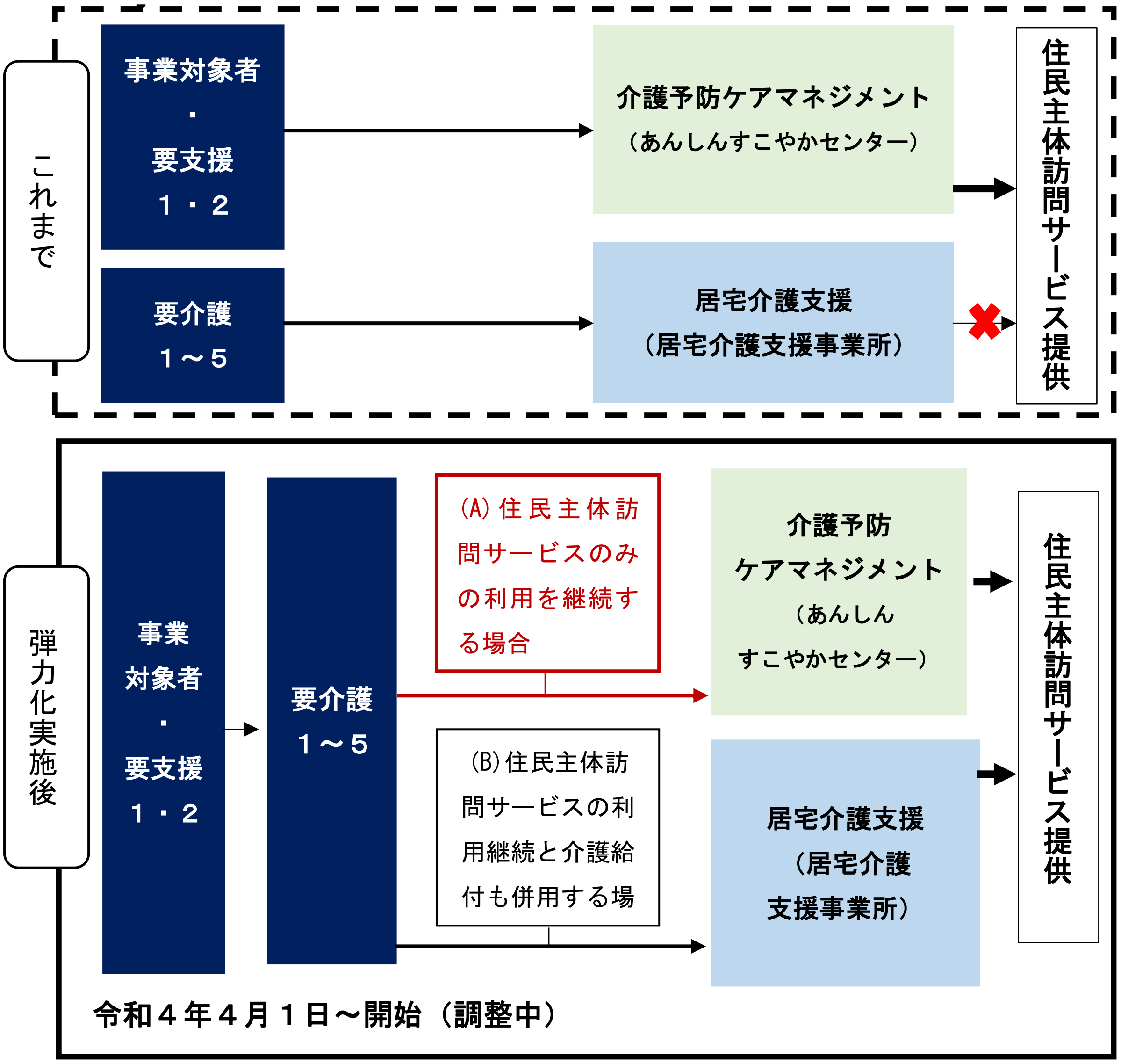

（Ａ）住民主体訪問サービスのみを継続利用する場合

要介護の方もあんしんすこやかセンターにおいてケアプランを作成

（Ｂ）住民主体訪問サービスの利用継続と介護給付も併用する場合

指定居宅介護支援事業者（えがおの窓口）においてケアプランを作成